

新型コロナウイルス感染者に係る「みなし入院」の取扱い変更について

現在、新型コロナウイルス感染により自宅療養をされた方に、遺族支援保険事業のうち、入院給付金に係る保険金が支給されておりますが、このたび、次のとおり取扱いが変更となりますのでお知らせします。

1 支払対象者

「重症化リスクが高い方のみ」となります。(以下の4類型に該当する方)

① 65歳以上の方
② 入院を要する方
③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
④ 妊婦の方

2 支払対象日数の変更

	新型コロナウイルス感染症の診断年月日が9/25以前	新型コロナウイルス感染症の診断年月日が9/26以降
4類型に非該当	10日分	× (みなし入院に非該当)
4類型に該当	10日分	7日分

<お問い合わせ先>

福祉課 082-545-8886